大富小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の 人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも 含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ・好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、いじめ という言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)で誹謗中傷や嫌なことをする。
- 9 その他

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな 人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師 一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・ 成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ①「いじめゼロ 4つのルール」に従い行動する。
 - i) 私たちは他の人をいじめません
 - ii) 私たちはいじめられている人を助けます
 - iii) 私たちは一人ぼっちの人(仲間外れにされている人)を仲間に入れます
- iv) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します
- ②あいさつ運動

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を もって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

③教育相談の重点化

各学期に自己肯定感を育てる時間を位置づけ、心と心のつながりを大事にし、人間関係を育む。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫
- ②人との関わり方を身に付けるための活動 朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や 内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④人とつながる喜びを味わう体験活動 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の 育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活 動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ア)「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全 ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を 見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - イ)おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導会議等の場において気付いたことを 共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ウ)様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせると ともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談委員会」や「ケース会 議」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - エ) 児童に「生活に関するアンケート」や Q-U アンケート、個別面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
 - オ) 実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員 が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ)情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に 考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ)いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) いじめの解消の要件

ア、いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの 行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対 し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての 情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこと とする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ)学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

(1) 当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う。

- ア) 発達障害を含む、障がいのある児童生徒
- イ)海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ウ) 性同一障がいや性的嗜好、性自認に係る児童生徒
- 工)被災児童生徒

5. いじめ問題に取り組むための組織

月 1 回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び 共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、 当該学級担任、心の相談員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてケース 会議を開催する。

(2)教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の東根市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、 法に即して、東根市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。地域全体で、「いじめ を絶対許さない」という認識を広めることが大切であるいうことから、PTAや地域の会合等で、いじ め問題などの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

6. インターネットいじめへの対応

(1) 実態を知る

ア) パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワークサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2)早期発見、早期対応

- ア) 早期発見の観点から、ネットパトロール等を工夫することにより、ネット上のトラブルの 早期発見に努める。
- イ)ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、東根市教育委員会の指導を仰ぐとともに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求める。

7. 重大事態への対応

(1) 調査組織の設置と調査の実施

・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、 又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、東根市教育委 員会の第三者委員会による事実関係を明確にするための調査を受ける。

< 重大事案と想定されるケース>

- ○児童が自殺を図った場合
- ○身体に重大な傷害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合
- ○精神性の疾患を発症した場合 等

<調査の目的>

・いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童 生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係 を網羅的に明確にする。

(2) 重大事態の報告

・校長は当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く東根市教育委員 会を通じて東根市長へ報告する。

(3) 外部機関との連携 等

・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ、東根市教育委員会、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」、村山警察署、児童相談所と連携を図りながら進めていく。

・いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)

